	イ　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機及び子機それぞれがキャリアセンスを行うものにあっては、その電波を発射するために使用するサブフレームにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり、（一）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下である場合
［八～十一　略］	ウ　時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルのうち、一、八九八・四五MHz又は一、九〇〇・二五MHzの電波による受信電力が（一）八二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の場合

四　一の筐体に収めることを要しない無線設備又はその装置は、次のとおりとする。

1　小電力データ通信システムの無線局の無線設備（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備又はテレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備（九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）であって、次の条件を満たすもの

［(一)・(二)　略］

［2・3　略］

［五　略］

	イ　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機及び子機それぞれがキャリアセンスを行うものにあっては、その電波を発射するために使用するチャネル及びそれに対応する受信のためのチャネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり、（一）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下である場合。
［八～十一　同上］	ウ　時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルのうち、一、八九八・四五MHz又は一、九〇〇・二五MHzの電波による受信電力が（一）八二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の場合。

四　一の筐体に収めることを要しない無線設備又はその装置は、次のとおりとする。

1　小電力データ通信システムの無線局の無線設備（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備又はテレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備（九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）であって、次の条件を満たすもの

［(一)・(二)　同上］

［2・3　同上］

［五　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。